

美味しまね認証等取得支援事業費補助金交付要綱

制 定 令和 7 年 4 月 3 日付け 産支第 4 号

一部改正 令和 7 年 5 月 31 日付け 産支第 158 号

(趣旨)

第 1 G A P は食品安全や労働安全などのリスク評価を行うことで、事故を防ぐとともに、農業経営の改善や効率化につながることから、特に新規就農者には経営の早期安定化に向けて必要な取組である。

本事業は、新規就農者の G A P の早期の取組開始と実態に即した実践を進めるために必要な経費に対して、予算の範囲内において補助金を交付し、その交付については、補助金等交付規則（昭和 32 年島根県規則第 32 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第 2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 認定新規農業者 農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 14 条の 4 第 1 項に規定する青年等就農計画の認定を受けた者をいう。
- (2) 国際水準 G A P 認証 G L O B A L . G . A . P 、 A S I A G A P 、 J G A P をいう。
- (3) 美味しまね認証 安全で美味しい島根の県産品認証制度実施要綱（平成 21 年 1 月 21 日施行、令和 6 年 4 月 1 日改正）に基づく島根県版 G A P 認証制度をいう。

(補助事業の対象及び補助率等)

第 3 補助金の事業区分、事業内容及び対象経費、事業実施主体及び補助率等は、別表に定めるところによる。

- 2 補助金の交付額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第 4 事業実施主体が、規則第 4 条の規定により補助金の交付を受けようとする時には、別に定める日までに交付申請書（様式第 1 号）及び別記の取り扱いに定められた書類を知事に提出しなければならない。

- 2 前項の申請書を提出するに当たって、事業実施主体において当該補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。以下同じ）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

(変更交付申請)

第5 事業実施主体が、規則第9条第1項に規定された、次の各号に掲げるいずれかの重要な変更を行おうとするときには、変更交付申請書(様式第2号)及び別記の取り扱いに定められた書類を知事に提出し、承認を受けなければならない。

なお、重要な変更以外の軽微な変更については、別途指示を受けるものとする。

(1) 補助事業の中止又は廃止

(2) 事業実施主体の補助金を増額する場合又は20パーセントを超えて減額する場合

2 事業実施主体が、規則第9条第2項の規定により知事の指示を受けようとするときは、様式第2号による報告書を提出しなければならない。

(概算払請求)

第6 補助金は、規則第11条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、知事が必要と認める場合は、概算払をすることができる。

2 事業実施主体が概算払により補助金の交付を受けようとするときは、概算払請求書(様式第3号)による請求書を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第7 事業実施主体が規則第10条の規定により提出する実績報告書は、様式第4号及び別記によるものとし、提出の時期は補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定を受けた日の属する年度の末日までのいずれか早い日とする。

2 事業実施主体は、実績報告を行うにあたっては、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかとなった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

(交付金の額の確定等)

第8 知事は、第7の第1項の規定による報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る交付事業の実施結果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、事業実施主体に通知するものとする。

(交付決定の取消し等)

第9 知事は、次の各号のいずれかに該当したときは、当該補助事業等に係る補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。ただし、第1号の場合は、既に経過した期間に係る部分については、取り消すことができない。

(1) 補助金等の交付決定後の事情の変更により、補助事業等の全部又は一部を継続する必要がなくなり、又はその遂行ができなくなったとき(事業実施主体の責に帰すべき事情によるものを除く。)

(2) 事業実施主体が、当該補助金等を他の用途へ使用したとき。

(3) 事業実施主体が、補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。

- (4) 事業実施主体が、当該補助事業等に関し、法令、この規則又はこれに基づく処分若しくは命令に違反したとき。
- (5) 補助金等の交付の目的に従って利子を軽減して融通する資金の融通を受けたものが、法令、規則その他知事の定める条件に違反したとき。
- 2 前項第2号から第5号までの規定は、補助事業等について交付すべき補助金等の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(消費税等仕入控除税額の確定)

- 第10 知事は、第6第2項ただし書の規定による交付の申請がなされた場合において、補助金の額の確定前に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定したときには、補助金の額を確定する際に当該消費税等仕入控除税額を減額して補助金の額を確定するものとする。
- 2 事業実施主体は、補助金の額の確定後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、知事に仕入れに係る消費税等相当額報告書(様式第5号)により確定した額を報告しなければならない。
 - 3 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全額又は一部の返還を命ずるものとする。

(補助金等の返還)

- 第11 知事は、補助金等の交付の決定を取り消した場合において、事業実施主体の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。
- 2 知事は、事業実施主体に交付すべき補助金等の額が確定した場合において、既にその額を超える補助金等が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。

(加算金及び延滞金)

- 第12 事業実施主体は、前条第1項の規定により、補助金の返還を命ぜられたとき(第9の第1項第1号に該当して交付の決定が取り消されたことにより補助金等の返還を命ぜられたときを除く。)は、その命令に係る補助金等の最後の受領の日(当該返還を命ぜられた額がその日に受領した額を超えるときは当該返還を命ぜられた額に達するまで順次さかのぼり、それぞれの受領の日)から納付の日までの日数に応じ、当該補助金等の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。
- 2 事業実施主体は、補助金等の返還を命ぜられ、これを納期限までに納付しなかったときは、納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。
 - 3 知事は、前2項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

(帳簿等の保存)

第 13 事業を実施するにあたっては、当該事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに証拠書類を備え、補助事業終了の年度から起算して 5 年間保管しなければならない。

(その他)

第 14 この補助金を交付する事業を実施するにあたり、本交付要綱に定める以外に必要な事項は農林水産部長が別に定める。

附 則 この要綱は、令和 7 年 4 月 3 日から施行する。

附 則 この要綱は、令和 7 年 5 月 31 日から施行する。